

「南島原市誘客プロジェクト宿泊キャンペーン第2弾」に係る Q&A

Q1. GoTo トラベルキャンペーンとの併用が可能とのことだが、計算方法はどうか？

A1. ①まず、宿泊料金（税込）から GoTo トラベルキャンペーンの割引額（宿泊料金の 35%）を差し引いてください。

※地域共通クーポン券分の金額（宿泊料金の 15%）は差し引かれません。

※宿泊料金および GoTo 割引後の料金が 2,000 円（消費税・入湯税別）未満の場合は対象外となります。

②その料金の半額（上限 5,000 円）を市で補助いたします。

③チェックイン後、地域共通クーポン券（宿泊料金の 15%、100 の位は四捨五入）と南島原市宿泊キャンペーンクーポン券（1,000 円分）をフロントからお受け取りください。

（例 1）宿泊料金が 10,000 円（税込）の場合

①10,000 円 - 3,500 円（GoTo 割） = 6,500 円（A：GoTo 割引後）

②6,500 円（A） × 1/2 = 3,250 円（B：市補助金額）

6,500 円（A） - 3,250 円（B） = 3,250 円 ← お客様お支払い額

③地域共通クーポン券 2,000 円分と南島原市宿泊キャンペーンクーポン券 1,000 円分。

（例 2）宿泊料金が 17,000 円（税込）の場合

①17,000 円（宿泊料金） - 5,950 円（GoTo 割） = 11,050 円（A）

②11,050 円（A） × 1/2 = 5,525 円（B：市補助金）

ただし、（B）の料金は上限 5,000 円なので、

11,050 円（A） - 5,000 円（B'） = 6,050 円 ← お客様お支払い額

③地域共通クーポン券 3,000 円分と南島原市宿泊キャンペーンクーポン券 1,000 円分。

（例 3）宿泊料金が 12,000 円（税込）で、別に入湯税がかかる場合

①12,000 円（宿泊料金） - 4,200 円（GoTo 割） = 7,800 円（A）

②7,800 円（A） × 1/2 = 3,900 円（B：市補助金）

7,800 円（A） - 3,900 円（B） + 150 円（入湯税） = 4,050 円 ← お客様お支払い額

③地域共通クーポン券 2,000 円分と南島原市宿泊キャンペーンクーポン券 1,000 円分。

（例 4）宿泊料金が 12,000 円（税込）で、入湯税が含まれている場合

①12,000 円（宿泊料金+入湯税） - 150 円（入湯税） = 11,850 円（宿泊料金）

11,850 円（宿泊料金） - 4,200 円（GoTo 割） = 7,650 円（A）

②7,650 円（A） × 1/2 = 3,825 円（B：市補助金）

7,650 円（A） - 3,825 円（B） + 150 円（入湯税） = 3,975 円 ← お客様お支払い額

③地域共通クーポン券 2,000 円分と南島原市宿泊キャンペーンクーポン券 1,000 円分。

Q2. 「対象の宿泊施設へ直接予約」とあるが、じゃらんや楽天トラベルなどインターネットを通じて予約した分も対象となるか？

A2. 対象となります。ただし、現地払いがキャンペーンの条件となりますので、ご注意ください。

Q3. じゃらん等で予約時にじゃらんポイント等を利用する場合はどのように計算すればよいか？

A3. そのポイントが事前（予約時点等）に使うもの（じゃらんポイント等）か現地で使うもの（Tポイント、dポイント等）かで計算方法が変わります。

（例1）宿泊料金が10,000円（税込）の場合で、予約時点で2,000円分ポイントご利用の場合

- ①10,000円 - 3,500円（GoTo割） = 6,500円（A：GoTo割引後）
- ②6,500円（A） - 2,000円分ポイント = 4,500円（B：GoTo・ポイント割引後）
- ③4,500円（B） × 1/2 = 2,250円（C：市補助金額）
- ④4,500円（B） - 2,250円（C） = 2,250円 ← お客様お支払い額

（例2）宿泊料金が10,000円（税込）の場合で、現地で2,000円分ポイントご利用の場合

- ①10,000円 - 3,500円（GoTo割） = 6,500円（A：GoTo割引後）
- ②6,500円（A） × 1/2 = 3,250円（B：市補助金額）
- 6,500円（A） - 3,250円（B） - 2,000円分ポイント = 1,250円 ← お客様お支払い額

Q4. 市の補助金を計算する際に、端数・小数が生じた場合はどうすればよいか？

A4. 市の補助金は、小数点以下切り捨てで計算します。

（例1）宿泊料金が9,900円（税込）の場合

- ①9,900円 - 3,465円（GoTo割） = 6,435円（A：GoTo割引後）
- ②6,435円（A） × 1/2 = 3,217.5円（B：市補助金額）
- ただし、（B）の料金は小数点以下切り捨てなので、3,217円（B'）
- 6,435円（A） - 3,217円（B'） = 3,218円 ← お客様お支払い額

Q5. 子供など県内在住を証明するもの（以下、証明書類）がない場合の対応はどうすればよいか？また、同行者が県外でも代表者が証明書類を提出すれば、全員が対象となるか？

A5. 学生の場合（料金体系が大人の分類であっても）は、親など大人と一緒にいる場合で、大人が証明書類を持参していれば、対象といたします。

また、キャンペーンを受けようとする大人は、代表者だけでなく同行者も全員、証明書類を必ずご提示ください。

Q6. 前回、予約時では補助金の確約はできなかったが、今回はどうか？

A6. 今回は、予約時点で補助金の対象となります。

また、期間中すでにご予約いただいている分につきましても補助金の対象といたします。

Q7. 期間中すでに予約をしている分で、前払い（クレジット決済等）してあるものについては対象となるか？

A7. 条件が現地払いのみとなっておりますので、対象になりません。

Q8. 現在は県内在住であるが、免許証や保険証が以前の住所となっていたり、住民票が他県にある場合は、対象とならないか？

A8. 免許証等で県内在住が確認できない場合、毎月の電気・ガス料金の支払明細や郵便物の発送伝票など、宛先が本人で住所が長崎県内であることが記載されているものも証明書類になることとします。そのようなものを持参された場合は対象となります。